一般財団法人鹿児島県社会保険協会会費規程

第1条 一般財団法人鹿児島県社会保険協会定款第17条第2項による会費負担額は、下記の とおりとする。

1 全国健康保険協会管掌事業所

(1) 事業所平均割年額

1,300円

(2)被保険者平均割年額

110円

(3)加入金

500円

(4) その他

ただし、被保険者数が50名以下の事業所については次の定額制とする。

1名~10名

年額 3,000円

11名~20名

年額 4,200円

21名~30名

年額 5,200円

31名~50名

年額 6,500円

2 組合管掌事業所

(1)事業所平均割年額

800円

(2)被保険者平均割年額

40円

(3) 加入金

500円

	被保険者	会費(年額)	加入金 (初回のみ)
全国健康保険協会管掌事業所	1~10名	3,000円	500円
	11~20名	4,200 円	
	21~30名	5,200円	
	31~50名	6,500円	
	51 名以上	1,300円+(人員×110円)	
健康保険組合	全ての組合	800円+(人員×40円)	

[※]途中入会は月割りで計算します。(会費は、消費税等の課税対象外です。)

- 第2条 会員の会費は、毎年1月1日現在の被保険者数により算定し、5月末までに前納するものとする。
 - 2 期間途中に会員となるときは、会員となりたる日現在の被保険者数により会費の算定を行い、月割り計算とする。
- 第3条 会員には、会費納付通知書を送付するものとし、会員は、期日通知を受けた期間内に納入しなければならない。
- 第4条 会員の退会は、定款第15条の規定に該当したときとする。なお、その場合は既納の会費は返戻しない。

附 則

この規程は、平成23年10月3日より施行する。